



加茂川水生生物調査 8月3日  
(調査結果と講評は9月号に掲載予定)

- 若宮住宅団地分譲中……………②
- 陸上自衛隊中央音楽隊演奏会……………③
- みんなの健康、みんなの国保……………④⑧
- やさしい医学「糖尿病について2」……⑨
- 加茂の風土記……………⑩

主婦の友会

お気軽においでください  
市民と市長の「よもやま話」の日

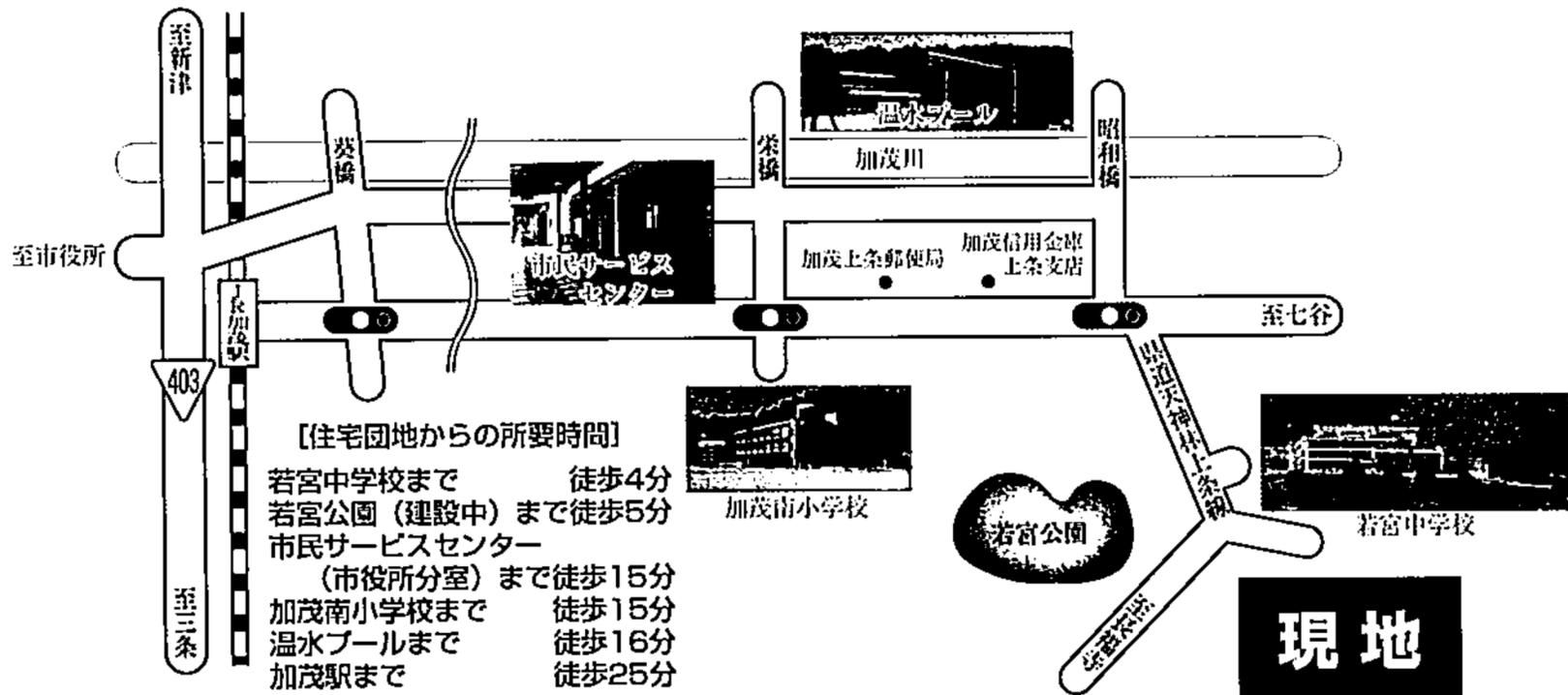
8月29日(金) | 午後1時30分から行います  
9月5日(火) | 時間等については御相談ください

【受付・問い合わせ】 市役所3階総務課広報係  
☎52-0080 内線3231  
までお願いします

# 小京都の奥庭

# 広い敷地に ゆったり暮らす

## 若宮住宅団地分譲中



13区画を分譲中です。ご希望の方は、お申し込みください。

### 1. 申し込み資格・分譲条件

- (1)一般分譲 居住するための住宅を必要とし、不動産業など営利を目的としない人。
- (2)申し込み 建設課にある申込書（郵便請求可）に必要な事項を記入し申し込んでください。分譲は申し込み順に決まります。

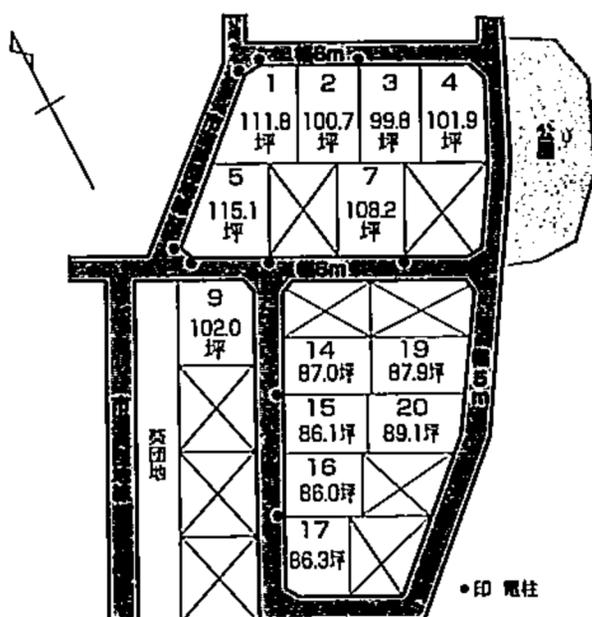
### (3)契約と代金納入

売買契約は申込後7日以内に行い、代金は契約後30日以内に全額納入していただきます。

### 2. 所在地 加茂市若宮町二丁目地内

### 3. 用途 都市計画区域用途地域無指定（建ぺい率70%、容積率400%）

### 4. 施設 ガス・水道は宅地内引き込み済み。舗装道路。



番号	面積 (㎡)	価格 (円)	番号	面積 (㎡)	価格 (円)	番号	面積 (㎡)	価格 (円)
1	369.86	12,615,924	7	357.74	11,746,392	17	285.41	9,280,391
2	333.10	10,512,636	9	337.21	11,609,803	19	290.70	8,432,916
3	330.12	10,418,587	14	287.74	9,723,022	20	294.64	8,547,211
4	337.04	9,992,224	15	284.78	9,350,751			
5	380.70	12,985,677	16	284.56	9,343,527			

お問い合わせ・申し込みは  
加茂市建設課用地係

☎52-0080 内線 219

世界トップクラスの吹奏楽団

# 陸上自衛隊中央音楽隊演奏会 9月29日(土)

中央音楽隊は、迎賓館における国賓・公賓の歓迎行事での演奏や各地で行われる行事での演奏・ファンファーレなど大きな役割を果たし、活躍しています。この音楽隊による演奏会が文化会館で開催されます。演奏曲はポピュラーな曲からクラシックまで幅広く、どなたにもお楽しみいただけます。皆さまのご来場をお待ちしています。



9月29日(土) 午後6時開演  
**加茂文化会館**

入場無料：整理券をお持ちください  
(整理券は、文化会館、市民サービスセンターにあります。)

お問い合わせ先

加茂文化会館 53-0842



硬式テニス

(ダブルス)

期日 八月五日

会場 市営庭球場(駒岡)

〔Aクラス〕▼男子①長谷川弘良・

笠原清明(グリーンヒル)②袴田敏

尚・片岡謙作(加茂ローン)③丸山



ゲートボール

## 第44回

# 総体結果

期日 七月十五日

会場 すばく加茂

(十五チームが出場)

優勝 秋房チーム

準優勝 好友会Bチーム

三位 ゆきつばきチーム

望・渡辺絢和(加茂高校)、栗林

享・浅野正敏(加茂ローン)▼女子

①河内陽子(加茂テニス)・林住

代(グレイト)②佐久美みゆき・

大桃さおり(ラブリ)③広川雅美

(グリーンヒル)・中島美和子(加

茂ローン)、渡辺俊江・中山佐和子

(シティーサークル)

〔Bクラス〕▼男子①鍛冶 晋・宮

原真二(加茂病院)②吉田英春・渡

辺榮吾(同)③橋本昌美・堀内 勝

(加茂ローン)、古俣光章・飯岡寛也

(加茂高校)▼女子①五十嵐梓・野

瀬春香(加茂高校)②近藤桃子・広井

美咲(同)③田中薫・岩崎美穂(同)、

佐藤愛子・速水尚美(フレッシュ)

〔Cクラス〕▼女子①川村ちえみ・

渡辺春佳(加茂高校)②前 和恵・

横山恵利子(同)③金澤利恵子・田

村英(同)、関川香織・関川智美

## カメラ スケッチ



### 自転車のルールとマナー

五日、文化会館周辺で自転車ラリー大会が行われました。ふだん、乗りなれた自転車でもコースにつくられたスラロームでバイロンに触ったり、足が着きそうになる場面がありました。一時停止の所では、交通指導員から「確実に止まってください」と声がかかります。もう一度、交通ルールとマナーを確認してみませんか。



# みんなの健康

## みんなの国民健康保険

国保は、皆さんがお医者さんにかかるとき、医療の給付を行うことを主な目的としています。

地域に住む人たちが、ふだんからお金を出し合い、これに国の負担金などを加え、病気やケガなどの際、お互いの生活上の困難を分かち合おう、という目的から生まれたのが国保の制度です。

この制度を維持するために、皆さん方被保険者と国保を運営する保険者（加茂市）との協力関係が必要です。

現在、国保が抱えている一番の問題は、年々膨らむ医療費の高騰です。医療費はその3割以上を保険税をもって充てることに決められています。このことは、医療費の高騰が、必然的に

皆さんに納めていただく保険税の値上げにつながることを意味します。

しかし、保険税の値上げは保険者の本意ではありません。やむを得ない場合を除き極力これを抑えていくつもりですが、被保険者の皆さんも、健康づくりに努め、受診を工夫し、国保の運営にご協力くださるようお願い

いたします。

また、保険税は国保を支える大切な財源となります。保険税を納めていただかないと国保の制度は成り立たなくなってしまう。この大切な制度を守るためにも保険税は必ず納期内に納めましょう。

### 保険証

#### 9月から「はだ色」

国民健康保険の保険証が、9月1日から新しく「空色」から「はだ色」に変わります。

#### ○郵便で配付

新しい保険証は、8月25日過ぎに郵便でお届けしますので、大切に保管してください。

○古い保険証はお返しください  
古い保険証をそのまま持っている、間違いのものになります。

9月に入りましたら市役所、市民サービスセンター（上町）

上条・下条・七谷・須田の各コミュニティセンター、公民館および勤労青少年ホームに備え付けの回収箱にお返しください。

○保険証を受け取ったら  
保険証を受け取ったら、加入者の氏名などに間違いがないか確かめてください。

○資格がなくなったら返す  
職場の保険に加入したときや他の市町村へ転出する場合は、必ず届け出て保険証をお返しください。

○学生などの方は  
保険証は原則として1世帯に



1枚、世帯主あてに交付されますが、修学や仕事などで長期間家族と離れる場合は、学生・遠隔地の保険証を交付しますので申請してください。

## 国保税はこうして決められます

介護保険の開始によって、国保に加入する40歳～64歳の人は医療保険分（医療分）に介護保険分（介護分）を合わせた合計額を、国民健康保険税として世帯主から納めていただくこととなります。年齢別みると、次のように国保税の額が決めます。

### ◆40歳未満の人

国保の医療分について次の計算方法の組み合わせによって決まる国保税を納めます（介護分の負担はありません）。

所得割額⇩基礎控除後の所得の7・96%

資産割額⇩固定資産税額の27・58%

均等割額⇩被保険者1人につき  
き年9千240円  
年1万6千750円

### ◆40歳～64歳の人（介護保険の第二号被保険者）

40歳未満の人と同様の計算方法で医療分の額を算出し、それに次の方法により算出される介護分の額を合計した額を納めます。

また、年度の途中で40歳になる人は、40歳の誕生日が属する月（1日が誕生日の場合はその前月）から介護分を合わせた国

保税を納めます。

所得割額⇩基礎控除後の所得の1・13%

均等割額⇩1世帯当たり  
年8千300円

### ◆65歳以上の人（介護保険の第一号被保険者）

40歳未満の人と同様の計算方法で医療分の額を決めます（今までと変わりません）。

介護保険料については、世帯の市民税の課税状況や本人の所得などに応じて決められます。

年度の途中で65歳になる人は、65歳になる月の前月（誕生日が1日の人はその前々月）までの介護分と医療分を合わせた額を国保税として納めます。

65歳になった月の分からは第一号被保険者の介護保険料を納めることとなります。

## 「国保税」は納期内に納税を

国保税は、国保を運営する上でとても大切な財源です。

国保税の未納や納め忘れなどで、これが不足すると、国保財政は苦しくなり、十分な給付ができなくなります。

### ▼納付は納期限内に

「自分ひとりくらい納めなくても」とか「健康で医者にかか

らないから」などと、一人ひとりの未納の額が積み重なると、全体では大きな額となります。国保税は、納期限までにきちんと納めるようご協力ください。

### ▼納付は口座振替で

口座振替は、一回の手続きで確実に納税できます。ぜひ、便利な口座振替制度をご利用くださいようお勧めします。

口座振替依頼書は、市内の金融機関（郵便局を含む）と税務課および市民サービスセンターの窓口を用意してあります。

口座振替納税は、毎月25日締め切り、翌月納期分からとなります。

### ▼納付はいつから

国保税は、国保の加入資格を得た月の分から納めていただくこととなります。

届け出が遅れると、さかのほつて国保税を納めなければなりません。

例えば、4月中に会社を辞めたり、加茂市に転入した場合などで、8月になってから国保の加入や転入届をした場合、国保税は加入資格を得た4月分から納めていただくこととなりますのでご注意ください。

理由もなく滞納すると

昨年4月から制度が改正され災害などの特別な事情がないのに国保税を納めないでいると、次のような措置がとられる場合があります。

- ① 督促を受けたり、延滞金が増算される場合があります。
- ② 保険証の有効期間が短くなる場合があります（短期被保険者証の交付）。
- ③ 保険証を返していただき、被保険者資格証明書を交付する場合があります。

この場合、お医者さんにかかったときの医療費はいったん全額自己負担となります。

④ 国保の給付の全部または一部を差し止める場合があります。

⑤ 以上の滞納措置を行っても、なお滞納が続いている世帯は、国保の給付（医療費、高額医療費、出産育児一時金、葬祭費など）を受ける場合、その費用の一部または全部を滞納国保税に充てることとなります。

納付が困難な場合は、災害など政令で定められた特別な事情により、国保税の納付が困難な場合は、税務課にご相談ください。減額や免除が受けられる場合があります。

## 国保

### 加入・脱退の手続きは必ず14日以内に

職場の健康保険に加入している人や生活保護を受けている人を除くすべての人が、国民健康保険に加入しなければなりません。

国民健康保険に加入している人で、住所や資格に変更があった場合は、必ず14日以内に届け出が必要です。

ご注意ください  
① 加入の届け出が遅れると  
国保に加入しなければならぬのに届け出が遅れると、保険証がないために、医療費が全額自己負担になったり、保険税を

さかのほつて納めたりしなければなりません。

② やめる届け出が遅れると  
国保の資格がなくなつたのに届け出が遅れると、保険証が手元にあるため、うっかり使つて受診してしまいます。このようなどときは、国保で負担した医療費を後で返していただくこととなります。

※国保加入・脱退の手続きは市民課の窓口で受け付けます。  
(次のページ下の表を参照)

国民健康保険についての  
お問い合わせ・ご相談は健康課国民健康保険係へ

# 退職者医療制度

長年会社などに勤めていた人が、退職して国保に加入した場合、70歳になって老人保健法の適用を受けるまでの間、「退職者医療制度」による医療を受けることとなります。

## ▼届出が必要な人

### ○退職者本人

- ・ 国民健康保険に加入している人
- ・ 厚生年金保険や各種共済組合の年金制度から老齢（退職）年金を受けている人で、これらの制度の加入期間が20年以上もしくは40歳以後の期間が10年以上ある人
- ・ 老人保健の対象（70歳）になっていない人

### ○退職者扶養

- ・ 国民健康保険に加入し、主として退職被保険者の収入によって生計を維持している次の人
- ・ 配偶者と3親等内の親族または配偶者の父母と子
- ・ 年間収入が130万円未満（60歳以上の人や障害者は180万円未満）の人

## ▼この制度で医療を受けると

医療機関の窓口で支払う一部負担金（自己負担金）は、一般の国保（3割）から次のように軽減されます。

### ・ 退職者本人

↓入院2割・外来2割

### ・ 退職者扶養

↓入院2割・外来3割

## ▼申請に必要なもの

- ・ 年金証書（加入期間が書いてある証書）
  - ・ 国民健康保険証
- ※退職者医療の手続きは市民課の窓口で受け付けます。

## 交通事故にあつたら届け出を

交通事故など、第三者（加害者）から受けた傷害による医療費は、原則として加害者が負担すべきものですが、その弁償が不十分であったり、遅れたりする場合には、国民健康保険で治療を受けることができます。

国保を使い診療を受けるときは「第三者行為による被害届」

## 高額療養費制度について

国保で診療を受ける場合、私たちは医療費の3割を負担するだけですみますが、最近では医学の進歩に伴って高度の医療技術が開発され、高額な医療費を必要とする場合があります。

3割を負担するだけといっても、その額はきわめて大きいものになり、個人的に負担することが困難な場合があります。

このような場合に対処するために、一定額以上の医療費は国

を健康課国民健康保険係に提出してください（ただし、加害者から現実に治療費を受け取っていただければ、国保は使えませんでご注意ください）。

### 《届け出の際の注意》

- ◇ 加害者の住所、氏名、自動車損害賠償責任保険の加入の有無を確認する。
- ◇ 交通事故証明書を取り寄せる
- ◇ 国民健康保険証と印鑑を持参する。

### 《事故にあつたときの心得》

- ◇ 軽いけがだと思っても、必ず警察へ届ける。
- ◇ 免許証、車検証、保険証などで相手を確認する。
- ◇ 自動車のナンバーをひかえる。
- ◇ 示談をする前に健康課国民健康保険係へ相談する。

保が負担することになっていま

す。これが高額療養費の制度です。高額療養費には、一般の高額療養費のほか、家計の負担の急増を防ぐための合算高額療養費や多発該当の場合など、次の四つの場合があります。

### ①高額療養費

同じ人が同じ月内に、同じ医療機関で6万3千600円（上位所得世帯は12万1千800円、市民税非課税世帯は3万5千400円）を

## 届け出は14日以内に市民課窓口へ

こ ん な と き は		お 持 ち いた だ く も の	
加入	他市町村から転入してきたとき	転出証明書	
加入	他の健康保険を脱退したとき	健保などの離脱証明書	
加入	子どもが生まれたとき	保険証・母子健康手帳	
加入	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止通知書	
加入	他市町村へ転出するとき	保険証	
脱退	他の健康保険に加入したとき	国保と健保などの保険証	
脱退	死亡したとき	保険証	
脱退	生活保護を受けたとき	保険証・保護開始通知書	
脱退	退職者医療制度に適用することになったとき	年金証書・保険証	
脱退	住所・世帯主・氏名などが変わったとき	保険証	
脱退	保険証をなくしたとき	本人を確認できるもの (代理人の場合は郵送になります)	
その他	保険証の内容訂正または汚れたとき	保険証	
その他	修学のため他市町村へ行くとき	保険証・在学の証明書	
その他	長期出張などで住居を離れるとき	保険証	

※ 本人または世帯主以外が届け出る場合は、印鑑が必要です。また、関連する届け出で印鑑が必要な場合があります。

超えて医療費を支払ったとき、

### ②世帯合算の場合

超えた分を支給します。ただし医療費が31万8千円（上位所得世帯は60万9千円）を超えた場合、超えた額の1%を追加負担します。

同じ世帯で、同じ月内に3万円（市民税非課税世帯は2万1千円）以上の医療費の支払いが複数あった場合に、合計で6万3千600円（上位所得世帯は12万

1千800円、市民税非課税世帯は3万5千400円)を超えて支払ったとき、超えた分を支給します。ただし、医療費が31万8千円(上位所得世帯は60万9千円)を超えた場合、超えた額の1%を追加負担します。

③多数該当の場合  
同じ世帯で、過去12カ月間に高額療養費の支給を4回以上受けた場合、4回目からの医療費の支払いが3万7千200円(上位所得世帯は7万800円、市民税非課税世帯は2万4千600円)を超えて支払ったとき、超えた分を支給します。

④長期療養を要する病気  
療養に要する期間が著しく長く、かつ一定の高額な治療を継続して受けなければならぬ、血友病や人工透析が必要な慢性じん不全については「特定疾病療養受療証」を病院の窓口へ提示すると、1カ月1万円以内の支払いで済みます。

また、血友病については、公費負担医療の対象となりましたので、対象者はあらかじめ県福祉保健部健康対策課で「先天性血液凝固因子障害等医療受給者証」の交付を受けてください。これらの場合、世帯主の申請により、その差額を後で支給します。

### 【注意】

▼高額療養費は、月の1日から月末までを1カ月とし、医療機関ごとに計算します。月をまたがって受診したときは別々に計算します。

▼入院・通院・歯科は別々に計算します。

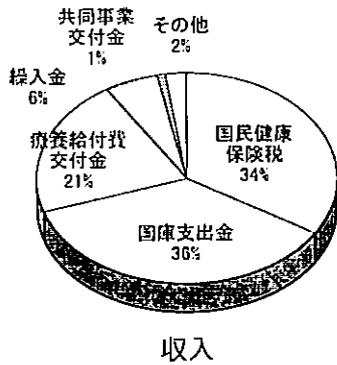
▼入院時の食事料や差額ベッド代などは対象になりません。

## 国保の財政状況

左のグラフは平成12年度の国民健康保険特別会計の収支状況です。

支出の内訳を見ますと、全体の約94%、18億8千100万円が、皆さんの医療費などの支払いに充てられています。

また、これを賄う収入は、皆さんから納めていただく保険税と国からの負担金、社会保険診療報酬支払基金からの交付金や



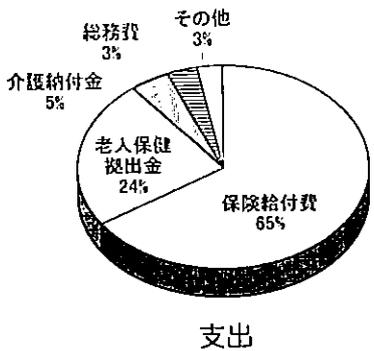
一般会計からの繰入金などとなっております。

医療費が増えると、その財源である国保税が不足し、国保の運営に支障をきたすことも考えられます。国保の健全な運営のためにも、もう一度医療費の使い方を見直してみましましょう。

あなたを病歴や体質、生活環境や健康状態をよく知っている家庭医を持つことは、病気の治療にたいへん役立ちます。

健康診断は進んで受ける  
病気の早期発見・早期治療には定期的に健康診断を受けることが大切です。また、ふだんの様子が変わったら早めに受診しましょう。

診療は時間内に  
急病など特別な場合のほかは時間外や休日の受診は避けるようにしましょう。



ハシゴ受診はやめましょう

お医者さんを次々と変える人がいますが、これは同じ検査を何回もしたり、薬が重なったりして無駄なばかりか、危険なこともあります。

健康管理に気をつけて

ふだんから、病気を寄せつけない健康な体づくりが心がけましょう。

## 国保税・医療費ともに減少

当市の国保加入者1人当たりの年間国保税(医療分)は、平成12年度は6万2千57円となりました。

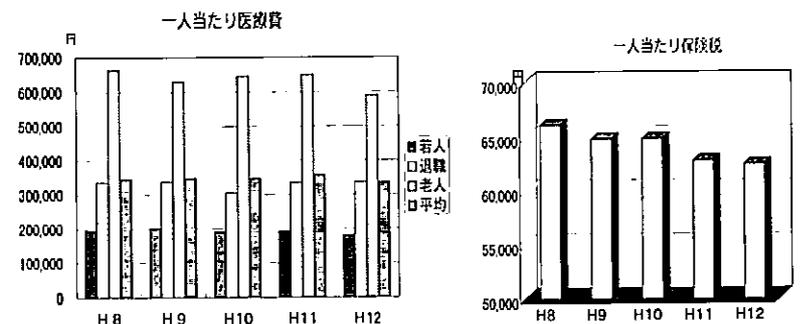
これに対し、1人当たりの年間医療費は33万5千85円となっています。

1人当たり保険税は景気の低迷による所得の減少に伴い年々減少しており、5年前と比較すると3千331円(5.5%)減少しています。

一方、1人当たり医療費は、昨年4月から施行された介護保険法の影響で、増え続けていた老人も前年度と比較し5万8千650円(9.0%)減少しました。

また、若人も人数の増加に伴い、1人当たりでは1万2千700円(6.6%)減少しました。この結果、全体では前年度と比較し、2万1千658円(6.1%)減少しています。

国民健康保険についての  
お問い合わせ・ご相談は健康課国民健康保険係へ



しかし、1人当たり保険税の減少、収納率の低下等により、国保の財政はたいへん厳しい状況になっています。

国保加入者一人ひとりが医療費の無駄をなくし、きちんと国保税を納め、健全な国保運営ができるようご協力ください。

高齢者が31.8%

職場における健康保険の適用が進み、国保の加入者は、減少傾向でしたが、近年の景気低迷による企業の倒産・リストラな

どの影響により、平成9年度からは増加に転じました。また、人口の高齢化とともに高齢者の加入割合が高くなってきており、昨年度の年間平均被保険者数をみると、加茂市でも70歳以上の加入者の割合が31・8%となつています。高齢者の加入割合が高くなることは、医療費の増加や国保税の負担能力など、国保の運営に大きな問題を投げかけています。

9月から

「通院の医療費助成」

4歳未満の幼児まで拡大

幼児の通院の医療費助成については3歳未満までを対象に実施していますが、9月1日から、4歳未満（4歳に達した月の末日まで、ただし1日生まれの人は前月末）まで拡大して医療費の助成を行います。

この制度改正により、新たに通院医療費の助成を受けることができる幼児は、市内に住所のある、平成9年9月2日以降に生まれた幼児です。

該当する幼児の保護者には、受給者証を8月末に郵送します。なお、4歳から6歳未満の幼児は、今までどおり入院のみの助成となります。

詳しいことは、健康課国民健康保険係におたずねください。

医療費助成のご案内

乳・幼児の疾病の早期発見と早期治療および老人・重度心身障害者、精神障害者、妊産婦、ひとり親家庭などの健康増進を図るため、医療費の一部を助成しています。

申請手続きなど詳しくは、健康課国民健康保険係へお問い合わせください。

区分	老人医療	重度心身障害者医療	ひとり親家庭等医療	乳幼児医療	妊産婦医療	精神障害者医療
対象者	65歳以上70歳未満で ・ひとり暮らしの人 ・3カ月以上わたって常時寝たきりの人 注) ひとり暮らしでも扶養義務者（兄弟や子どもなど）が同一市町村など近隣に居住していると、対象になりません。	・重度精神薄弱者（療育手帳の「A」をお持ちの人） ・重度身体障害者（身体障害者手帳1～3級をお持ちの人）	父か母または、両親がない児童を養育している人、あるいは両親がいても父か母が一定の障害にあり児童を養育している人、およびその児童 注) ここでいう児童とは、4月1日現在、満1歳以上18歳未満の人のことです（ただし一定の障害のある児童は20歳未満）。	・4歳未満の幼児の保護者（外来・入院） 注) 8月中は3歳未満 ・4歳以上6歳未満の幼児の保護者（入院のみ） 注) 8月中は3歳以上6歳未満	市内に住所のある妊産婦の方で医師が妊娠を確認した日から出産した翌月の末日まで	入院加療中の精神障害者の保護義務者 注) 精神障害者が障害年金を受給している場合、または保護義務者の前年の取得が500万円を超える場合は対象になりません。
申請に必要なもの	・保険証	・保険証 ・身体障害者手帳または、療育手帳	・保険証 ・戸籍謄本または、戸籍抄本 ・所得証明（市外から転入された方） ・身体障害者手帳（障害をお持ちの方）	・保険証 ・母子手帳	・保険証 ・母子手帳	・保険証 ・医師からの診断書 ・通帳など口座番号がわかるもの
助成額	医療費の自己負担額から一部負担金を控除した金額、市民税非課税世帯の方は食事療養費標準負担額を助成します。 ※ 重度心身障害者、ひとり親家庭等、妊産婦医療費助成対象者は、薬剤一部負担金も助成します。					自己負担額の4割

国民健康保険についての  
お問い合わせ・ご相談は健康課国民健康保険係へ

今回は、糖尿病と尿糖について考えてみましょう。

糖尿病は、糖尿病になりやすい体質がもとになり、肥満、過食、運動不足、過労、ストレスが誘因となって起こるものです。肥ったために糖尿病になった人は、体重を五kg以上も減らすと糖尿病の状態はともよくなりますが、これで治ったというわけではありません。体重が増加するとまた糖尿病が悪化します。体質自体が糖尿病のもとになっているのですから、完全に治ることはないのです。

糖尿病は、すい臓から分泌されるインスリンの



## その2 糖尿病について

作用が不十分なために、血液の中のブドウ糖がうまく利用されなくなると、血液中にブドウ糖が多くなり、血糖が高くなる病気で、血糖は正常の場合は、空腹時に七〇〜一〇〇mg/dlで、食後は一〇〇〜一五〇mg/dlに上昇します。そして、血糖が一七〇mg/dl以上になると尿に糖が現れてきます。糖尿病は「尿に糖がでる病気」ではなく「血糖が高くなる病気」で、血糖が一七〇mg/dl以上になると糖が出るのです。つまり糖尿病の状態がよくなくなり、悪化したりすることによって、尿糖が陽性になったり、陰性になったりします。

繰り返しになりますが、糖尿病は養生や治療でよくなったり、軽快することはありません、完全に治つてしまうことはありませんから、尿に糖が出なくなったからといって治療を中止するのは、恐ろしい合併症の発病にチャンスを与えることになります。このような病気の性質をよくふまえて、心当たりのある方は、なるべく早く専門医を訪れることをお勧めします。

(加茂市医師会)

## 第44回 総体結果



水泳

期日 八月五日

会場 市民プール

※所属名のうち、加茂アクアコミュニティを「アクア」で掲載しました。記録は一位のみ。二位・三位のいない種目もあります。

【小学生男子】▼五十m自由形①斧奈典(石川) 34秒8 ②福井達矢(加茂南) ③渡辺泰太(加茂) ▼五十m平泳①笠間健人(加茂) 45秒4 ②福井達矢③西村啓佑(石川) ▼五十mバタフライ①高野樹来(石川) 55秒3 ②鈴木雄太(下条) ③泉 孟堯(同) ▼五十m背泳①長谷川惇也(下条) 42秒8 ②田中 尽(同) ③青柳智也(加茂) ▼百m平泳①西村啓佑1分48秒8 ②永井達也(加茂) ③坂上卓志(同) ▼百m背泳①斧奈典1分35秒5 ②中野淳也(加茂) ▼百m自由形①長谷川惇也1分18秒7 ②磯部慧一郎(加茂) ③青柳智也▼二百mリレー①石川小A(斧・阿部・佐野・西村) 2分47秒9 ②加茂小A(笠間・青柳・坂上・渡辺) ③スーパースーパー(福井・川崎・久保・鶴巻)

【小学生女子】▼五十m自由形①田中奏(下条) 34秒4 ②長谷川みなみ(加茂) ③戸松映美(加茂南) ▼

五十m平泳①田中 奏42秒9 ②大会新③泉田菜耶(加茂) ③高柳あゆみ(アクア) ▼五十mバタフライ①樋口 遙(石川) 41秒8 ②鶴巻直美(下条) ▼五十m背泳①長谷川みなみ43秒7 ②鶴巻直美③丸山千尋(石川) ▼百m平泳①泉田菜耶1分55秒5 ②高柳あゆみ③泉田菜耶(加茂) ▼百m自由形①樋口 遙1分25秒0 ②戸松映美③丸山友恵(加茂) ▼二百mリレー①加茂小A(松永・泉田・丸山・長谷川) 2分49秒8 ②石川小A(丸山・高井・高野・樋口) ③下条小田中・難波・菊田・鶴巻▼【中学生男子】▼百m自由形①白井一貴(加茂) 1分4秒8 ②小柳朋也(同) ③川村勇祐(アクア) ▼百m平泳①織田亮太郎(加茂) 1分36秒0 ②住安 武(同) ③小柳朋也▼百m背泳①本間勇徹(加茂) 1分37秒9 ②百m自由形①白井一貴2分24秒3 ②川村勇祐③遠山 智(アクア) ▼二百m個人メドレー①帆船学(加茂) 3分43秒9 ②泉田祐太(同) ▼四百mリレー①加茂中A(熊倉・白井・小柳・横山) 5分20秒9

【中学生女子】▼五十mバタフライ①斧 真季(加茂スーパースーパー) 34秒6 ②大谷麻由良(アクア) ③市川真奈(同) ▼百m自由形①斧 加奈(加茂スーパースーパー) 1分19秒0 ②山田美穂(同) ③市川真奈▼百m平泳①斧 真季1分41秒5 ②船久保沙織(加茂) ③坂内沙織(アクア) ▼百m背泳①斧 加奈1分27秒6 ②大会新③及川実沙子(アクア)

③神保 恵(加茂スーパースーパー) ▼二百m個人メドレー①大谷麻由良3分30秒1 ②四百mリレー①加茂スーパースーパー(斧加奈・山田・神保・斧真奈) ②加茂アクアコミュニティ(大谷・市川・坂内・及川) ▼【一般高校男子】▼五十m自由形①堀内謙一(加茂水泳ク) 27秒6 ②寺井昌人③大塩重雄▼五十m平泳①小林正夫36秒3 ②川村俊祐(アクア) ③青柳有一(同) ▼五十m背泳①布施祥太(加茂水泳ク) 36秒3 ▼五十mバタフライ①小林正夫29秒1 ②寺井昌人③村山知宏(加茂スーパースーパー) ▼百m平泳①川村俊祐1分22秒8 ②青柳有一▼四百mリレー①加茂水泳クラブ(横山・捧・堀内・布施) 4分46秒2 ②加茂アクアコミュニティ

【一般高校女子】▼五十m自由形①坂上由起(アクア) 36秒1 ②田中加代子(同) ▼五十m背泳①佐藤麻美子(アクア) 35秒5

【壮年男子】▼五十m自由形①田中勝弘(アクア) 30秒0 ②斧 滋夫(加茂スーパースーパー) ▼五十m平泳①斧 滋夫45秒9

【優秀選手賞(第1回市長杯)】▼小学生男子・長谷川惇也(下条) 女子・田中 奏(下条) ▼中学生男子・白井一貴(加茂) 女子・斧 加奈(加茂スーパースーパー)

【第1回古川信三杯】▼加茂水泳クラブ

# 加茂の風土記

## 明治期、中大谷と黒水 青年たちのけんか騒動

八月はお盆の月。テレビやビデオ、インターネットも無かった時代には、盆踊りが最大の夏の夜の楽しみであった。遠く近く、盆踊りの太鼓の音が鳴り響くと老若男女が鎮守の森へ繰り出し、青年たちは各地の盆踊りを連日ハシゴして巡り歩いたものだ。

日露戦争後の熱気の残る明治四十一年（一九〇八）年八月十一日の夜、中大谷と黒水の青年たちが大げんかをして、十数名の負傷者を出し、警官が現地に急行、八名が警察に検束されるという事件が起きた。



「新潟新聞」明治41年8月14日付記事より

「新潟新聞」によれば、この夜、黒水側六名、中大谷側十一名、計十七名が負傷したが、黒水の梅田利三郎・茂野猪八が頭を殴られ、中大谷の高（乙）造が股を刺され、それぞれ重傷を負ったという（十七日付新聞では、双方の重軽傷者は十二名とある）。

黒水の負傷者は、中大谷区長の昆布山仙八宅へ運ばれ、黒水から駆けつけた医師の手当てを受け、十二日早朝に帰宅した。事件を重視した村松警察署では、伊藤署長自ら現地に出動して、坂上某ら首謀者格の八名を検束して村松署へ引き連れられるとともに、刑事事件として捜査を始めた。

一方、この事件を穏便に処理しようと双方の区長を中心に重立衆が調停に乗り出し、警察とも話し合いを進めた。その結果事件の十日後には中大谷・黒水双方で話し合いが付き、八月二十一日付「新潟新聞」は両者の示談が成立したと報じている。

中大谷では、この事件を契機に青年会組織再編の気運が盛り上がりつつあった。明治三十五（一九〇二）年に組織された北辰俱樂部という青年会の名称を「中大谷至誠会」に改め、新たに会則を制定するなどの改革を進めた。この時できた中大谷至誠会は、幾多の困難を経て今に続いている。

（長谷川昭一）

おめでとう

勤労青少年フォーラムin山口  
厚生労働省職業能力開発局長賞  
大湊聡子さん（やすらぎルーム  
適応指導者）

大湊さんは七月二十一日に開催された「勤労青少年フォーラムin山口」で「ひとりひとり小さな主役 大きく変える明日の社会」をテーマに応募した作文が表彰されました。おめでとうございます。

おめでとう

社会福祉費寄付金

▼赤谷青少年保護育成会から 七万円

▼加茂小六年（泉田菜耶さん・小出百子さん・小林ななこさん・松永しおりさん・鈴木美加さん・小嶋美琴さん・泉田裕美さん）から 五千五百四十四円



市長に手渡す加茂6年生の泉田さんたち。

を。また、社会福祉事業費として一万千八百九十円、さくら苑へ五千五百四十五円、にいがた盲導犬ハーネスの会へ一万千四百四十四円をご寄付いただきました。ありがとうございます。

福祉事務所へ  
▼藤田 衛さん（上三区）から 介護用電動ベッド一台

訂正とおわび

広報かも七月号（No.511）十二ページ「加茂の風土記」三段目十一行の「斜流ポンプ」は正しくは「斜流ポンプ」です。訂正しておわびします。

### 人口のうごき

8月1日現在

世帯 9,795 (+5)

人口 33,606 (-13)

男 16,288 (-3)

女 17,321 (-10)

( )内は前月比

(7月異動分)

出生 31 (男18 女13)

死亡 31 (男17 女14)

転出 46 転入 33